〈判例研究〉

原発事故と避難者の自死との間の相当因果関係

福島地判平成27年6月30日、平成24(ワ)193号、 損害賠償請求事件、判時2282号90頁

福田 健太郎

I 事実の概要

(a) A は、1943年に現在の福島県双葉郡浪江町に生まれ、一時期を除き、2011年3月の福島第一原発事故(本件事故)により避難を余儀なくされるまで、浪江町の自宅で居住していた。A には妻 X_1 と 2 人の息子(長男 B、次男 X_2)がいたが、B は2008年に自死し、A は、B の子 X_3 の未成年後見人に就職した(B には X_3 のほかに子 C がいる)。A は 2 型糖尿病を患っており、2005年5月以降、おおむね 1ヵ月に1回程度 H クリニックに通院し、治療を受けていた。H 医師からは、運動療法と食事療法を実行するように指示を受けるとともに、内服薬の処方も受けていた。

(b) 2011年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した際、A は浪江町の自宅にいたが、津波から避難するために一家で高台に逃げて親戚の家に避難した。その後、浪江町内の小学校や郡山市内の高校での避難生活を経て、同年4月10日に二本松市のアパートに転居した(自宅は警戒区域に指定され、立入りを禁止された)。高校での避難生活の際にも、元気がなくなり、俺だけでもいいからもう帰りたいと言うことがあったが、同年6月半ば頃から A の体調が再び悪化し、食欲が減るともに、表情は乏しくなり、家でごろごろすることが多くなった。 X_3 が金銭的な理由から専門学校への進学を断念したことについても、申し訳ないと言っていた。

(c) A は、自死する 3 日前である 2011 年 7 月 20 日頃から少し元気になった様子を見せたため、 X_1 は、A の調子が本件事故前に戻ってきているように感じていた。

(d) 2011年7月23日午前5時半から6時半頃にAは外出したが、同日午後4時から5時頃になっても帰宅せず、連絡を取ることもできなかったため、X1は二本松警察署に捜索願を提出した。翌24日早朝から捜索が行われ、同日午前6時30分頃南相馬市鹿島区の橋の下でAの遺体が発見された。死因は多発外傷による外傷性ショックであり、橋から飛び降りて死亡したものと認められた。

(e) X₁、X₂、X₃(X₃は C から相続分全部を譲渡されている)は、A が本件事故により避難を余儀なくされたこと等が原因となって自死するに至ったと主張し、Y (東京電力)に対し、原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)3条1項本文及び選択的に民法709条ないし711条に基づき、X₁らが相続した A の逸失利益及び慰謝料等の支払いを求めた。

Ⅱ 判旨 一部認容(確定)

1. 本件事故と A の自死との間の因果関係 について

原賠法3条1項の原子力損害の範囲については民法が規定する不法行為における損害賠償の範囲と同様に解すべきところ、不法行為による損害賠償の範囲については416条2項

が類推適用されるから(最判昭和48年6月7日民集27巻6号681頁)、原子力損害の範囲も同様に解すべきである。そして、「相当因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明すること」である(最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁)。

本件事故とAの自死との間の相当因果関 係の有無を判断するに当たっては、「Aの自 死につながる準備状態がいかなる原因で形成 されたのか、その準備状態を形成した諸原因 の中で、本件事故がどの程度の重きをなすも のであったのかを、本件全証拠に照らして詳 細に検討し、評価する必要がある」ところ、 「精神障害のうちの気分障害(主にうつ病) は、自死につながる準備状態の形成との関連 性が強く、統計的にも自死に至る大きな原因 とされている」から、Aがうつ病に罹患して いたかを検討するに、Aは、遅くとも2011年 7月以降、「うつ病を発症していた可能性が あり、少なくとも小うつ病性障害…を発症し ていた蓋然性が高いとみても矛盾のない精神 状態 | (本件うつ状態) に至っていた。

今日の精神医学、心理学においては、「精神障害に至った原因を究明するにあたって『ストレス-脆弱性』理論に依拠することが適当であると考えられて』いるから、「Aを本件うつ状態に陥らせた様々なストレス要因とその強度及びAの個体側の脆弱性に係る事情並びにその両者の関係」について検討するに、糖尿病に関する精神的負担が本件うつ状態に至る原因の形成に寄与したことは認めうるとしても、「その主たる要因は本件事故にあったと認めるのが相当である」。

Aの自死につながる準備状態は、「本件事故に基づいて生じた一般的に強いストレスを生む要因となる複数の出来事…がAの周囲に短期間に次々と発生し、これらの出来事に

予期なく遭遇することを余儀なくされ、このような苛酷な経験がAに耐え難い精神的負担を強いたために、Aを本件うつ状態に至らしめたことよって形成されたものと認めるのが相当である」。そして、「うつ病と自死との間に強い関連性が認められていることも考え併せれば」、「本件うつ状態にあったAも、何らかのきっかけにより自死に至ってもおかしくない状況にあり、そのような自死につながる準備状態が、Aを自死の実行に及ばせたと認めるのが相当である」。

「放射線の作用による悪影響を避けるための相当長期間の避難により、避難者が様々なストレスを受け、その結果、ストレスを受け、を避難者の中にうつ病を始めとする精神障害を発病する者が出現するであろうこと」とができる。そして、精神障害と自死との間には強い関連性があるとされていることも一般に知られているところであるから、避難によるストレスの結果、精神障害を発症して自死に至る者が出現するであろうことについても、Yにおいて予見することが可能であった」。

「したがって、Aの自死と本件事故との間には、相当因果関係がある」。

2. Aの個体側の要因を理由とする損害額 の減額について

「Aが2型糖尿病の既往症を有し、これによるストレスがAを本件うつ状態に至らせる要因となっていたことは、Aの罹患していた疾患として斟酌すべき事情と認めるのが相当である」。「Aが本件事故前から罹患していた糖尿病に起因する精神的負荷による寄与は、本件事故に起因する精神的負荷が寄与した割合を超えるものではないが、なお相当程度あったものと認めざるを得ない」。

「Aが糖尿病に罹患していたこと及びAの 自死に精神障害以外の要因が関与した可能性 を適切に斟酌すると、本件事故に基づいて生 じたストレス要因が、Aの自死に至る準備状態の形成に寄与した割合は6割(Aの個体側の要因を理由とする減額割合は4割)と認めるのが相当である」。

3. 損害額について

Aについて生じた損害は、慰謝料2000万 円、逸失利益約1408万円の合計約3408万円で あるが、722条2項を類推適用して4割減額 され約2045万円となる(これが X₁に2分の 1、X₂、X₃に各4分の1の割合で相続され る)。Xiらに生じた固有の損害は、葬儀費用 約94万円(喪主である X₁についてのみ)と 慰謝料(X₁が300万円、X₂が100万円、X₃が 200万円)であるが、4割の減額がなされ、 X₁は約237万円、X₂は60万円、X₃は120万円の 損害賠償請求権をそれぞれ取得する。弁護士 費用相当の損害額は、X1について130万円、 X₂について60万円、X₃について70万円と認め られる。合計で、X₁は約1389万円、X₂は約 631万円、X3は約701万円の損害賠償請求権を 取得する。

Ⅲ 研究

1. はじめに

本件は、福島第一原発事故(本件事故)によって避難することを強いられた福島県双葉郡浪江町の男性(A)が自死したことについて、その遺族が東京電力に対して損害賠償を請求した事案であるが、福島地裁は、本件事故とAの自死との間の相当因果関係を認めつつ、Aが糖尿病に罹患していたことを斟酌し4割の減額を行った。避難者の自死をめぐっては、同種の事案についての判決が既に本件と同一裁判体によって出されており(福島地判平成26年8月26日判時2237号78頁:以下、「山木屋事件判決」という)、本判決の判断構造も(当然のことながら)山木屋事件判決と同一であるため、本判決において理論的

に新しい判断が示されているわけではないが、福島第一原発事故によって生じた死という損害について、裁判所が相当因果関係を肯定しているという点で、事例判断とはいえ、なお重要な意味をもつ判決といえる。

本件の主要な争点は、本件事故とAの自死との間に因果関係を認めることができるか、Aの個体側の要因を理由に損害額を軽減することができるか、できるとした場合、その割合はどれだけになるのか、ということである。実際上は後者の減額割合の方が重視されるであろうが、本稿では、前者の争点を理論面から検討することを目的として、判決が、①(山木屋事件判決と同様に)⁽¹⁾本件事故と被害者の自死との間の因果関係の認定にあたって「ストレスー脆弱性」理論を用いていること、②(やはり山木屋事件判決と同様に)被害者の自死についての東電の予見可能性を認めていること、の2点に絞って、検討することにする。

2.「ストレス - 脆弱性」理論におけるスト レス過重性評価の基準人

本判決は、「ストレス - 脆弱性」理論に依拠して、本件事故と本件うつ状態の発現との間の因果関係の有無を判断している点に特徴がある。「ストレス - 脆弱性」理論とは、「精神障害が生じるかどうかは環境由来の心理的負荷(ストレス)と個体側の反応性・脆弱性との関係で決まり、ストレスが非常に強ければ個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起きるし、逆に脆弱性が大きければストレスが小さくても精神障害が生じる」(2)というものであり、心理的負荷によって精神障害を負った際の労災認定基準として発出された厚生労働省(厚労省)の一連の通達(下記)が依拠している理論である。

労働者災害補償保険法(労災法)は業務災害(「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」をいう。同法7条1項1号)に関す

る保険給付の規定を設けており、「労働基準 法第75条から第77条まで、第79条及び第80条 に規定する災害補償の事由…が生じた場合 | に保険給付がなされると規定している(同法 12条の8第2項)。業務上の疾病については 労働基準法75条以下に規定があるが、同法75 条にいう業務上の疾病がどのようなものかと いうことについては、労働基準法施行規則に 規定があり (別表第1の2)、業務上の負傷 に起因する疾病をはじめ様々な疾病が列挙さ れている。かつては、上記別表の中にうつ病 等の精神障害が挙げられていなかったため、 「その他業務に起因することの明らかな疾病」 という条項が活用されていたが(3)、心理的負 荷による精神障害等に係る労災請求事案が増 加する中で、迅速・適正な業務上外認定を図 るため、1999年には、「精神障害等の労災認 定に係る専門検討会しの検討に基づき、「心 理的負荷による精神障害等に係る業務上外の 判断指針」(「判断指針」、平成11年9月14日 基発544号)が、2009年には、「心理的負荷に よる精神障害等に係る業務上外の判断指針の 一部改正について | (「改正指針 |、平成21年 4月6日基発0406001号)が示された。2010 年には、労働基準法施行規則別表第1の2に 「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心 理的に過度の負担を与える事象を伴う業務に よる精神及び行動の障害又はこれに付随する 疾病 | (9号) が追加され (平成22年5月7 日厚生労働省令第69号)、2011年には、「心理 的負荷による精神障害の認定基準について (「認定基準」、平成23年12月26日基発1226第 1号) が発せられた(4)。

「認定基準」においては、①国際疾病分類第10回修正版(ICD-10)第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害(器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く)を発病していること、②①の疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心

理的負荷及び個体側要因により①の疾病を発 病したとは認められないこと、という3つの 要件を満たす場合は、労働基準法施行規則別 表第1の2第9号に該当する業務上の疾病と して取り扱われることになるが、②の「強い 心理的負荷 | とは、精神障害を発病した労働 者がその出来事及び出来事後の状況が持続す る程度を主観的にどう受け止めたかではな く、同種の労働者が一般的にどう受け止める かという観点から評価されるものとされる(5)。 また、業務により精神障害を発病したと認め られる者が自殺を図った場合には、精神障害 によって正常の認識、行為選択能力が著しく 阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる 精神的抑制力が著しく阻害されている状態に 陥ったものと推定し、業務起因性を認めるも のとされている⁽⁶⁾。

「認定基準」は、精神障害の業務外認定処 分を争う行政訴訟において、処分の違法性に 関する裁判所の判断を直接拘束する性質のも のではないが、判断指針等の基本的考え方を 維持しつつ、近時の医学的・心理学的知見を 踏まえて作成されており、労災保険制度の基 礎である危険責任の法理にもかなうもので あって、その作成経緯や内容に照らしても、 合理性を持つものと評価されている⁽⁷⁾。もっ とも、ストレス過重性評価の基準労働者につ いては、判断に差がみられる。具体的には(8)、 ①「当該労働者と同種の平均的な労働者、す なわち、何らかの個体側の脆弱性を有しなが らも、当該労働者と職種、職場における立 場、経験等の点で同種の者であって、特段の 勤務軽減まで必要とせずに通常業務を遂行す ることができる者」(9)を基準とするもの(業 務軽減者除外基準)、②「平均的な労働者 | の受け止め方を基準としつつ、当該労働者の 年齢、経験などの客観的な要素はもとより、 「それ以外の資質、性格、健康状態など、多 分に主観的・個別的要素についても、それが 当該職場における通常の労働者の範疇から逸

脱した全く特殊な事情ということではなく、かつ、使用者側においても当該事情を認識し、把握していたという場合には、むしろ十分に配慮しなければならない」(10)とするもの(個体差重視基準)、③「同種労働者(職種、職場における地位や年齢、経験等が類似する者で、業務の軽減措置を受けることなく日常業務を遂行できる健康状態にある者)の中でその性格傾向が最も脆弱である者(ただし、同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲内の者)」(11)を基準とするもの(最脆弱者基準)等に分かれている(12)。

本判決は、「ストレス - 脆弱性」理論に依 拠して、本件事故が本件うつ状態の原因かど うかを判断しているが、ストレス過重性につ いて誰を基準に評価しているのかということ については必ずしも明確ではない。「避難に よるストレスに関する一般論 | の箇所におい ては、「大多数の避難者に避難によるストレ スや精神疾患の発症がみられる事実は、本件 事故に基づき避難することが、一般的に避難 者にストレスを課し、その結果、精神疾患を 発症させ得る可能性を有する程度の強度のも のであることを示している」として、平均 人・一般人を基準にしているように見える記 述がなされている一方で、「浪江での生活を し得なくなり、帰還の見通しも持てなくなっ たことによるストレス」や「避難生活による ストレス」、「経済面でのストレス」等の箇所 においては、A個人を基準にしているとも思 える記述がなされている。判決は「医師の診 察を受けた避難者のうち3割前後が何らかの 精神疾患を発症している」と述べているが、 極めて微妙な数値であることを考えると、理 論的には、避難ストレスの過重性について誰 を基準に判断するのかということによって結 論が変わってくる可能性もある。本判決の結 論自体には何の異論もないが、この点につい て、一言言及があってもよかったのではない かと思う。一般論としても、不法行為の場面 において、「ストレス - 脆弱性」理論に依拠した「認定基準」を用いて、不法行為と精神障害との因果関係を認定する場合に、ストレス評価の基準人を誰にするのかということは検討が必要であるように思われる。

3. 脆弱性評価の体系的位置付け

「ストレス - 脆弱性 | 理論は、ストレス要 因の強度と個体側の脆弱性との関係で精神障 害に至るという考え方であるため、ストレス 過重性と並んで脆弱性についても考慮がなさ れることになる。判決は、「A は本件事故前 から罹患していた糖尿病により、避難による ストレスとは別に、非糖尿病者と比べうつ病 の合併頻度を健常者の2倍以上とする程のよ り多くのストレスを賦課される状況にあっ た」のであるから、「A を本件うつ病に至ら しめたストレスの原因として糖尿病という個 体側の要因が存在したことは否定しがたい」 として、Aの糖尿病が個体の脆弱性として考 慮するのが相当であるという判断を行ってい る。確かに、そうかもしれない⁽¹³⁾。しかし、 第2の争点、すなわち、Aの個体側の要因を 理由に損害額を減額できるかという点を検討 する際にも、被害者の脆弱性が考慮されてい る。判決は、「Aの自死による損害について 損害賠償の額を定めるに当たり、Aが糖尿病 に罹患していたことを斟酌することができる か」という問題を設定し、「本件事故に基づ くAの自死という結果が、本件事故のみに よって通常発生する結果を超えているという 客観的評価は避けられ」ず、「Aが本件事故 前から罹患していた糖尿病に起因する精神的 負荷による寄与は、本件事故に起因する精神 的負荷が寄与した割合を超えるものではない が、なお相当程度あったものと認めざるを得 ない」として、4割の減額を認めている。そ うすると、糖尿病という要素を①本件事故と 本件うつ状態発現との間の因果関係、②賠償 額の減額という2つの場面で二重に評価して

いるのではないかという疑問が生じる。これ は、労災認定の場面では生じない、損害賠償 請求特有の問題といえる。

もっとも、これは本判決だけが抱える問題ではなく、「ストレス - 脆弱性」理論に基づいて(業務と精神障害・自殺との)因果関係を判断する裁判例一般に言えることである(14)。たとえば、福岡地判平成21年12月2日判時2073号76頁(九電工事件)は、自殺した労働者が男性不妊症・精子減少症に罹患していたことを、業務と自殺との間の相当因果関係の認定及び賠償額の減額の両方の場面においてことを、業務と自殺との間のお当において、考慮要素が重なってよいということはできないのであり、脆弱性をどのように位置付けるのかということについては、なお理論的な整理が必要であるといえる(16)。

4. 相当因果関係判断における予見可能性

本判決は、不法行為による損害賠償の範囲 について民法416条2項が類推適用される (最判昭和48年6月7日民集27巻6号681頁) ことを前提に、原賠法3条1項が規定する原 子力事業者が賠償責任を負う原子力損害の賠 償範囲もこれと同様に解すべきであるとす る。416条2項を類推適用する以上、加害者 が特別損害(を生じさせる事情)を予見でき ていたことが必要になるわけであるが、本件 での特別損害というのはいうまでもなく自死 のことである。判決は、東電は「原子力発電 所が一度事故を起こせば核燃料物質等が周辺 地域に広範に飛散する可能性があること、そ のようにして飛散した核燃料物質等が付着し た地域においては、放射線の作用の影響が相 当長期にわたって残るため、相当長期にわ たって当該地域での人々の生活に影響を与 え、放射線量の高い地域においては当該地域 の居住者が避難を余儀なくされるであろうこ と」、「放射線の作用による悪影響を避けるた めの相当長期間の避難により、避難者が様々

なストレスを受け、その結果、ストレスを受けた避難者の中にうつ病を始めとする精神障害を発病する者が出現するであろうこと」、「避難によるストレスの結果、精神障害を発症して自死に至る者が出現するであろうこと」をそれぞれ予見することが可能であったというべきであるとして、Aの自死についての予見可能性を肯定した(17)。

ところで、労災を理由とする損害賠償請 求、とりわけ、精神障害による自殺を理由と する損害賠償請求の場面における判断枠組み は、概ね2つのタイプに分類することができ る(18)。1つは、「長時間労働等の過重な業務 により精神障害を発症し、自殺したと認めら れるケース」(「過重業務型」)、もう1つは、 「長時間労働等の業務の過重性はないか又は そう強くはないが、いじめ等の強い心理的負 荷により自殺に至るケース」(「過重性軽微 型」)である。過重業務型においては、裁判 所は、最判平成12年3月24日民集54巻3号 1155頁(電通事件)の判断枠組み、すなわち、 ①「業務の遂行とうつ病り患による自殺の相 当因果関係の存在の認定 |、②「恒常的長時 間労働及び健康状態の悪化の認識(予見可能 性) についての審理を経て、③「その負担 の軽減措置などの損害回避措置の不作為を もって、過失の存在を認め、会社の損害賠償 責任を肯定」するという枠組みを採用してい る(19)。これに対して、過重性軽微型におい ては、裁判所は、①「自殺の原因となる出来 事と自殺との事実的因果関係 |、②「自殺の 予見可能性 |、③「回避措置の不履行 | を審 理する判断枠組みを用いている⁽²⁰⁾。

相当因果関係の判断においても、過重業務型においては、⑦「業務の過重性の有無」と ①「過重な業務が精神障害発症をもたらしたか否か」を審理し、この判断にあたって「認定基準」をはじめとする厚労省の業務上外認定基準を用いる裁判例が少なくない⁽²¹⁾。ここでは、「責任要件が業務の過重性に収斂す

る傾向 | を見て取ることができるのである(22)。 これに対して、過重性軽微型においては、自 殺を特別損害としたうえで、自殺の原因と なった出来事と自殺との間に事実的因果関係 があるかという点をまず審理し、次いで、自 殺について使用者に予見可能性があったかと いう点を審理する傾向にある(23)。たとえば、 大阪高判平成18年11月24日労判931号51頁 (JR 西日本尼崎電車区事件) は、日勤教育に よってうつ状態になり自殺した運転士の父 が、運転士の上司(民法709条を根拠とする) と IR 西日本 (民法715条1項又は415条を根 拠とする) に対して損害賠償を請求した事案 であるが、判決は、日勤教育と運転士の自殺 との間の(事実的)因果関係を検討し、その 後、(特別損害である) 自殺についての予見 可能性を検討している。

本件は、避難生活によるストレスを原因とする自殺についての予見可能性を問題とするものであるから、過重業務型と過重性軽微型のいずれの型に当てはまるのかということを吟味することにそれほど意味があるわけではないが、予見可能性を問題にしているという点では、過重性軽微型に分類できる。過重性軽微型に分類される裁判例としては、前掲大阪高判平成18年11月24日のほかに、さいたま地判平成16年9月24日労判883号38頁(誠昇会北本共済病院事件)や東京高判平成26年4月23日判時2231号34頁(海上自衛隊事件)などがある。

上記東京高判平成26年4月23日は、自衛官Aの自殺の原因は、先輩自衛官Yによる暴行及び恐喝であり、上司職員らにも安全配慮義務違反があったと主張して、Aの両親が、Yに対しては民法709条に基づき、国に対しては国賠法1条1項又は2条1項に基づき、損害賠償を請求したという事案(24)であるが、東京高裁は、事実関係を詳細に認定したうえで、同事実関係の下において、「Y及び上司職員らは、Aの自殺を予見することが可能で

あったと認めるのが相当である」と述べ、Y の暴行及び恐喝、上司職員らの指導監督義務 違反とAの死亡との間の相当因果関係を肯 定した(25)。上記さいたま地判平成16年9月 24日は、准看護師Aの自殺の原因は、先輩 准看護師Yらのいじめであり、勤務する病 院側にも安全配慮義務違反があったとして、 Aの両親が、Yに対しては民法709条に基づ いて、病院を設置する医療法人に対しては民 法415条に基づいて、損害賠償を請求したと いう事案であるが、さいたま地裁は、「Yら のAに対するいじめは、長期間にわたり、 しつように行われていたこと、Aに対して 『死ねよ。』との言葉が浴びせられていたこ と、Yは、Aの勤務状態・心身の状況を認識 していたことなどに照らせば、Yは、Aが自 殺を図るかもしれないことを予見することは 可能であったと認めるのが相当である」とし て、Yのいじめと自殺との間の相当因果関係 を肯定した。もっとも、医療法人について は、「A が自殺するかもしれないことについ て予見可能であったとまでは認めがたい」と して、予見可能性を否定し、いじめを防止で きなかったことによってAが被った損害に ついてのみ賠償責任を認めた。前掲大阪高判 平成18年11月24日も、Aの上司、助役、会社 には予見可能性がなかったとして、日勤教育 とAの自殺との間の相当因果関係を否定し ている⁽²⁶⁾。

このように、過重性軽微型の裁判例においては、予見可能性を肯定する例と否定する例とに分かれているが、強調すべきは、職場という人的な関係が比較的密な場面においても、予見可能性が否定されることが少なくないということである。

そもそも、予見可能性は容易に肯定される ものではない。これは、学校でのいじめ自殺 のケースをみても明らかである。学校におけ るいじめによって生徒が自殺した場合、直接 の加害行為を行った生徒(あるいはその保護

者) に対して損害賠償請求がなされるのはも ちろんであるが、それと並んで学校設置者 (地方公共団体や学校法人) に対しても損害 賠償請求がなされることが多い(27)。そして、 学校設置者に自殺についての責任を問うこと ができるかどうかは、教諭らに自殺について の予見可能性があったかどうかが基準とな る。予見可能性をどの要件の下で考慮するか については判断が分かれているが⁽²⁸⁾、生徒 の自殺についての予見可能性を肯定する裁判 例は極めて少ない。たとえば、鹿児島地判平 成14年1月28日判時1800号108頁(知覧いじ め訴訟判決)は、生徒Aの自殺について、 いじめを行っていた同級生Yらは予見でき たとしつつも、教員らは予見することができ なかったとして、教員らの過失と生徒の自殺 との間の相当因果関係を否定している。鹿児 島地裁は、中学校の教員は教育の専門家であ り、各種通達・通知や新聞記事等によって、 いじめがしばしば生徒の自殺に繋がりかねな いことを知識として有していたと考えられる から、Aの自殺の可能性を予見できなかった かが問題となり得るとしつつも、「本件にお いて、Aは、自殺の3日前に家族で食事をし た後カラオケに行き、翌日は高校入試の模擬 試験を受験する等しており、既にこの時点で 同人が自殺を決意していたとは推認し得ず、 その決意は、早くても自殺の前夜か、あるい は自殺当日であったと認められる…ところ、 a担任は、Aの自殺前夜、X(Aの母親一引 用者注)からの電話で、Yから謝罪を受けA を明日から登校させる旨聞き、既にYとA が仲直りしたと認識していたことがうかが え、そのような認識の教育的評価はともか く、a 担任が Y らの A に対する深刻ないじめ の認識を欠いていた以上…Yの謝罪とそれに 引き続く自殺当日のAの無断欠席の事実を 認識していたというだけで、直ちにAが精 神的に追いつめられた状況にあり、自殺のお それがあることを予見し得たと評価すること

はできない | として、予見可能性を否定した。 本判決(福島地判平成27年6月30日)にお いて、福島地裁は、A(浪江町の男性)の自 殺についての東電の予見可能性を肯定した が、職場や学校の事案と異なり、東電は被害 者の動向を把握できる立場にないわけである から、その点だけをみると、事案としては、 職場や学校でのいじめ自殺の場面以上に、予 見可能性を肯定することが困難な事例であっ たといえる。それにもかかわらず、本判決 は、本件事故とAの自死との間の相当因果 関係を肯定した。避難から自死に至るプロセ スを集団のレベルで把握して、個人の自死の 予見可能性を肯定しているわけであるから、 公害や薬害の場面における因果関係の認定の 際に用いられる疫学的な考え方を予見可能性 の認定に応用しているものと考えられるが、 職場や学校でのいじめ自殺以上に相当因果関 係の認定が困難であるとも思える事案におい て、東電の予見可能性を肯定した本判決の意 義は大きいといえる。この点については全面 的に替成したい。

5. おわりに

復興庁、内閣府(防災担当)、消防庁が 2015年12月25日に公表した「東日本大震災に おける震災関連死の死者数(平成27年9月30 日現在調査結果)」によると、2015年9月30 日現在の「震災関連死の死者数 |(29)は1都9 県で3407人である(30)。時期別でみると、地 震後1週間以内(2011年3月18日まで)の死 者数が469人、1か月以内(同年3月19日~ 4月11日) が732人、3か月以内(同年4月12 日~6月11日) が675人、6か月以内(同年6 月12日~9月11日) が461人、1年以内(同 年9月12日~2012年3月10日) が429人で、 半年以内の死者数が全体の約68.6%、1年以 内の死者数は全体の約81.2%となっている(31)。 東日本大震災に関連する自殺者数については内 閣府自殺対策推進室が統計を出しており(32)、

2016年2月までで166人となっている(33)。

本件において、Aが自死したのは2011年7 月23日であったが、2011年7月というのは同 年3月11日の地震から半年以内の時期で、震 災関連死も東日本大震災に関連する自殺者の 数も多い時期であった。本件事故とAの自 死との間の相当因果関係の認定に際して、裁 判所が東電の予見可能性を肯定した背景に は、このような時期的な考慮もあったのでは ないかと思われる。しかし、もしそうであれ ば、地震発生と自死との間の間隔が開くにつ れ、予見可能性の認定が困難になっていく状 況が生じうる。本判決の予見可能性の捉え方 自体は時期的な要素に左右されるものではな いが、現実に地震から相当期間経過後に自死 に至ったという場合に、この判断がどこまで 維持できるかはなお予断を許さないといえ る。原発事故と自死との間の事実的な因果関 係の認定についても同様である(34)。本判決 が依拠する「ストレス - 脆弱性 | 理論がこの 問題にどこまで対処できるのか、注意深く見 守る必要がある。

なお、本稿においては、賠償額の減額につ いては全く触れなかったが、実際上は重要な 争点である。自動車事故の場面で大勢を占め る大幅な減額を否定したことは積極的に評価 すべきであるが、糖尿病に罹患していたこと を理由に4割の減額を行ったことについては 見解が分かれるところであろうと思われる。 本判決は、本件が被害者の損害が拡大しない よう適切な対処をすることが法的に可能であ る使用者・労働者の場面とは異なることを理 由に前掲最判平成12年3月24日(電通事件) の規範の適用を明示的に排除しているが、 「多数の者を相手とする点で、本件事故の加 害者は、電通事件における使用者(『労働者 の個性の多様さを引き受けるべき存在』)と 通底する | との指摘もみられるところであり(35)、 一般論として、本件のような事案をどの程度 まで労働事件に近付けて考えることができる

のか⁽³⁶⁾、なお検討が必要であるといえる。

注

- (1) 山木屋事件判決は、原発事故と被害者の自死と の間の因果関係の認定に際して、「ストレスー施 弱性」理論を適用した点で従来にない判断を含む ものであった。神戸秀彦「原発避難者の自死への 損害賠償—福島県川俣町の自死事件判決」法時87 巻3号109頁(2015年)。
- (2) 菅野和夫『労働法〔第11版〕』619頁(弘文堂· 2016年)。
- (3) 菅野・前掲618頁。
- (4) 「認定基準」の施行に伴い、「判断指針」は廃止 された。
- (5) 「同種の労働者」とは職種、職場における立場 や職責、年齢、経験等が類似する者をいう(「認 定基準」の「第3 認定要件に関する基本的な考 え方」)。
- (6) 「認定基準」の「第8 その他」、「1自殺について」。「推定」されるわけであるから、精神障害によって自殺したという事例においても、判断の分かれ目は精神障害が業務に起因するものであるかどうかの判断ということになる。その結果、自殺の事例か否かを問わず、精神障害の場面における業務起因性の判断枠組みは、認定実務上は同ということになる(菅野・前掲621頁)。本判決が、本件事故と本件うつ状態発現との間の因果関係を、「ストレスー脆弱性」理論によりつつ詳細に認定しているのに対し、本件事故とAの自死との間の因果関係(特に、本件うつ状態と自死との間の因果関係)について、ほとんど検討することなくこれを肯定しているのは、かかる理由に基づくものと考えられる。
- (7) 東京地判平成24年4月25日労経速2146号3頁 (平塚労働基準監督署長事件)。上田達子「過労自 殺」土田道夫=山川隆一編『労働法の争点』137 頁(有斐閣・2014年)。
- (8) 以下は、田中健一「精神障害の労災補償―『精神障害の認定基準』策定の意義と今後の課題―」 季労252号91頁 (2016年) による。
- (9) 東京地判平成23年3月25日労判1032号65頁(国・ 川崎北労基署長〔富士通ソーシアルサイエンスラ ボラトリ〕事件)、東京地判平成23年3月2日労

判1027号58頁(国・三鷹労基署長〔いなげや〕事 件)など(いずれも、「このような意味での平均 的労働者にとって、当該労働者の置かれた具体的 状況における心理的負荷が一般に精神障害を発病 させ死亡に至らせる危険性を有しているといえ、 特段の業務以外の心理的負荷及び個体側の要因の ない場合には、業務と精神障害発病及び死亡との 間に相当因果関係が認められると解するのが相当 である | とする) で、田中・前掲91頁はこれが多 数を占めているとする。菅野・前掲620頁も、最 近の裁判例は、ほぼ一様に、「当該労働者と同種 の平均的労働者(何らかの個体側の脆弱性を有し ながらも、当該労働者と職種、職場における立 場、経験等の点で同種であって、特段の勤務軽減 を必要とせずに通常業務を遂行できる者) | を基 準にしているという。

- (i0) 福岡高判平成21年5月19日労判993号76頁(国·福岡東労基署長〔粕屋農協〕事件)。
- (11) 名古屋地判平成13年6月18日判時1769号117頁 (豊田労基署長〔トヨタ自動車〕事件)。
- (2) これ以外に、「本人基準」というのも考えられるが、精神障害をめぐる行政取消訴訟において、明確に「本人基準」を宣言した裁判例は見当たらないとされる(田中・前掲92頁)。盛岡地判平成13年2月23日労判810号56頁(地公災基金岩手県支部長〔平田小学校教諭〕事件)これに近いとされる(同)。
- (13) もっとも、主治医らの意見書が糖尿病とうつ病 発症の因果関係を否定しているにも関わらず、判 決が強引に糖尿病を個体側の脆弱性として因果関 係の存否判断において考慮している点については 疑問がないわけではない。
- (4) 上田・前掲138頁も、「『ストレス-脆弱性』理論に依拠すれば、業務と精神障害・自殺との間の相当因果関係の判断の際に、損害賠償額の減額要因となりうる素因(既往歴、性格傾向等)が考慮されることになる」と指摘する。
- (15) もっとも、相当因果関係・減額のいずれの場面 においても、個体側の要因として捉えることを否 定している。
- (6) 「ストレス 脆弱性」理論そのものに内在する 疑問として、ストレス強度が強い場合になお脆弱 性の検討をしなければならないのかというのがあ る。労災認定の場面において、業務上と認定する ためには、「業務による強い心理的負荷」が必要

となるが、これはストレスの面から発症を考えたものであって、脆弱性の面から考えれば、「中」とか「弱」といった「強度に至らない心理的負荷」と評価された出来事で発症した場合は、本人の脆弱性が強い(つまり、より脆弱である)という評価が可能である(田中・前掲93頁)。要するに、「精神障害の原因となった出来事の心理的負荷の過重性評価は、同時に、脆弱性評価も行っている」ということができるわけである(同)。「業務による強い心理的負荷」が認められた場合に、「業務以外の心理的負荷」が認められた場合に、「業務以外の心理的負荷」が認められた場合に、「業務以外の心理的負荷」、「個体側要因」の検討を省略し、ストレス過重性判断だけによって業務起因性を推定することができれば、脆弱性を二重に評価しているという批判を多少は和らげることができるが、根本的な解決にはならない。

- (17) もっとも、ここで予見可能性を問題とすること に対しては「理由と結果の関係が問題となる場面 では、事実的因果関係と、予見可能性などの規範 的要件が前面に出る法的因果関係という二元論は 妥当しない」のであるから「後付けの理屈の感が 拭えない」とする疑問(ただし、山木屋事件判決 についてのもの)も提起されている〔水野謙「震 災関連自殺の法的諸問題―福島原発事故に注目し て」法教412号58頁注(6)(2015年)〕。同じく山木 屋事件判決についてのものであるが、富田哲「原 発事故と自死との相当因果関係―福島地裁平成26 年8月26日判決の検討--」福島27巻4号139-140頁 (2015年) は、「成立要件としての因果関係と損害 の範囲を確定する因果関係とは、やはりここでは 区別すべきであしるとし、416条2項を類推する ことによって、成立要件としての因果関係にまで 予見可能性を取り込んでしまう構成になっている ことを批判する。富田は、自死を特別損害とする ことにも疑問を呈し、自死を通常損害として、予 見可能性を問題とせずに416条1項により相当因 果関係を認めるべきであるとする。
- (18) 鎌田耕一「精神障害による自殺と損害賠償」季 労252号99頁以下 (2016年) の分類による。
- (19) 鎌田・前掲98-99頁。そして、この判断枠組み においては、業務の過重性が重要な考慮要素とな る(同99頁)。
- (20) 鎌田・前掲99頁。
- (21) 鎌田・前掲100頁。
- (22) 鎌田・前掲100頁。労災認定と労災を原因とす る損害賠償請求の2つの場面における判断枠組み

が接近しているわけである(同101頁)。

- 23 鎌田・前掲101頁。過剰業務型の裁判例において、自殺を特別損害と捉え、自殺についての予見可能性を問題とするものは見当たらないという(同)。
- 24 控訴審では、「国がAの自殺に関係する調査資料を組織的に隠蔽した上、同資料に記載されていた事実関係を積極的に争う不当な応訴態度を取ったため、精神的苦痛を被った」として、国賠法1条1項に基づく、国に対する慰謝料支払請求を追加している。
- (25) 原審である横浜地判平成23年1月26日労判1023 号5頁は、先輩自衛官、上司職員らの予見可能性 を否定し、Yの暴行及び恐喝によりAが被った精 神的苦痛に対する慰謝料についてのみ賠償責任を 認めた。
- (26) 原審である大阪地判平成17年2月21日判時1889 号75頁も、同様にAの自殺についての予見可能 性を否定している。
- 27 以下は、拙稿「学校事故と学校設置者の責任―いじめ事案から見た法理論の現状と課題―」弘前大学人文学部人文社会論叢社会科学篇20号86頁以下(2008年)を参照。
- 28) 学校でのいじめが原因で自殺したとして両親が 学校設置者に対して損害賠償を請求したケースは 2007年までに14件存在するが、うち6件は予見可 能性を過失要件の下で検討し(過失評価の前提と しての予見可能性)、5件は予見可能性を損害賠 償の範囲(相当因果関係)の問題としている。
- (29) 「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害用慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害用慰金の支給対象となった方」と定義され、「実際には支給されていない方も含む。」とされている。
- (30) 福島県が1979人で最も多く、宮城県918人、岩 手県455人と続く。
- (31) ただし、震災関連死の認定をめぐって訴訟も提起されているため(2014年3月10日東京新聞)、実際の死者数はもっと多いとみてよい。東京新聞は、「震災関連死のうち、原発事故での避難の影響で病気が悪化するなどして死亡した人の数を、各自治体に弔慰金申請書類などを調べてもらい、原発関連死として集計している」が、それによると、福島県内の原発関連死の死者数は少なくとも1368人にのほるという(2016年3月6日東京新

聞)。

- (32) 内閣府自殺対策推進室「東日本大震災に関連す る自殺者数 (平成28年2月分) | (2016年3月25 日)。2011年6月分から集計を開始している。統 計では、「東日本大震災に関連する自殺」を、次 の(1)から(5)のいずれかの要件に該当する自 殺と定義している。「(1)遺体の発見地が、避難 所、仮設住宅又は遺体安置所であるもの。(2) 自 殺者が避難所又は仮設住宅に居住していた者であ ることが遺族等の供述その他により判明したも の。(3) 自殺者が被災地(東京電力福島第一原子 力発電所事故の避難区域、計画的避難区域又は緊 急時避難進備区域を含む。) から避難してきた者 であることが遺族等の供述その他により判明した もの。(4) 自殺者の住居 (居住地域)、職場等が 地震又は津波により甚大な被害を受けたことが遺 族等の供述その他により判明したもの。(5) その 他、自殺の「原因・動機」が、東日本大震災の直 接の影響によるものであることが遺族等の供述そ の他により判明したもの。例えば、①遺書等に東 日本大震災があったために自殺するとの記述が あった場合②生前、遺族等に対し、東日本大震災 があったため自殺したい旨の発言があった場合 | の5つである。
- (33) 2011年が55人、2012年24人、2013年38人、2014年22人、2015年23人、2016年(1~2月)4人となっている。
- 34 現に、震災関連死の場面においても、死亡時期 によって、認定に大きな差が見られる。2013年9 月までの認定率は福島84%、宮城75%、岩手は 57%であるのに対し、死亡時期が地震発生から 6ヶ月を超えると、認定率は福島38%、岩手 12%、宮城4%に減少する(2014年3月10日東京 新聞)。
- (35) 小柳春一郎「判批」新・判例解説 Watch16号86 頁(2015年)。ただし、山木屋事件判決について のものである。
- (36) 労働事件においては減額に対して慎重な態度を 示す判決も登場している。最判平成26年3月24日 (東芝〔うつ病・解雇〕事件) 労判1094号22頁。